

## 《翻訳》

# 『古代ローマの日常生活』 (抜萃訳)

松田 治

### ローマの街路と交通<sup>1)</sup>

確かに、もし、魔法の杖を一振りすることによってローマの道路のもつれを解きほぐしてつなぎ合わせることができたなら、ウェスパシアヌス帝とティトウス帝が73年の調査の折に数え測量した道路は6万パッススすなわち約85キロメートルの距離を得たはずである。この龐大な広がりを見て誇りを覚えた大プリニウスは道筋に建てられた建築物の高さをこれに結びつけ、すぐに、古代世界においては、大きさの点でローマに肩を並べうる都市は一つもないと宣言した<sup>2)</sup>。しかしここで問われているのは量的な大きさにすぎず、われわれとしては、この大きさを生み出した諸々の要素を結び合わせてみなければならない。というのは、ローマの交通網は、大プリニウスが直線的に紙上で描いた想像図とは裏腹に、現実の地上においては細くて解き難い網の目に終り、加えて、この網に囲まれた家屋群の巨大そのものが不都合を倍加することになったからである。実際のところ、タキトゥスは後64年のあの恐ろしい火災が容易に急速に市内をなめ尽していくさまを伝えているが、彼は、この容易さと速さを、まるで定規なしでつくられたかのような巨大な集合住宅群の狭間を縫って右に左に徘徊する狭隘な道路のこの無政府状態に帰している<sup>3)</sup>。この教訓を無駄にはしなかった皇帝ネロは、家並をもっと直線的にし道幅をもっと広げるよう、より一層合理的なプランに従って破壊された家屋群を建て直そうとした。がこの目的は結局達せられなかった。全体として、それも帝政末期に至るまで、ローマの街路は、真に利用できる組織ではなくむしろ役立たずのごった返しそのものであった。街路

1) これは Jérôme Carcopino 著 *La vie quotidienne à Rome à l'apogée de l'empire* (Hachette, 1939) から *Les rues de Rome et la circulation* と題するくだりを抜萃して訳したものである。都市問題の普遍性を考えさせる好個の文章である。

2) Plinius, *N. H.*, III, 66.

3) Tacitus, *Ann.*, XV, 38, 43.

は常に昔の出生の名残りを留め、初期の田園的発展を司った旧来の区別を保っていた。歩行者だけが通れた道(itinera), 一時に馬車1台しか通れなかつた道(actus), 最後に、2台の馬車がすれちがつたり平行に走つたりできた道、いわゆる街道(viae)である。ローマの無数の街路のなかで、古い共和期の城壁の内側にあってこの「ヴィア」という名称を正当に要求したのは二つだけだった。聖道(via Sacra)と新道(via Nova)であるが、フォルムを貫通しあるいはこれに沿つていたもので、共にその無意味さがわれわれを驚かせる。廻壁に点在する門と14区周域との間に、他に20ばかりの道路が同じ名称に値した。ローマからイタリアへ広がる道路として、アッピア街道、ラティナ街道、オスティア街道、ラビカナ街道、等々があった。道幅は4.80mから6.50mのあいだであるが、これは、これらの道路が、十二表法によって最大限16ペデス(約4.8m)と規制されて以来、大して地歩を得ていなかつたことを証拠立てる。残りの大半は、これこそ正真正銘の街路(vici)であったが、4.8mがやつとだった。その中の多くは単なる通路(angiportus)や露路(semitae)で、常にこれより狭かった。というのは、アパートの上階で道路に面した部屋に住む人が、バルコンを張出す許可を得られるように、これらの通路や露路には10ペデス(2.9m)の幅が規定されていたからである。狭い道路をますます窮屈なものにする原因が三つあった。まず道路にジグザグが多かつたこと。「七丘」の上では、非常にきつい坂——ここから「カピトリヌス坂」や「アルゲンタリウス坂」その他に適わしい「坂道(clivus)」なる名称が出た——を上下しなければならなかつたこと。最後に、こういった道路は、毎日路傍の家々から投げ棄てられる塵屑で汚され<sup>4)</sup>、カエサルが法律で規定したようにはよく維持されず、また、この独裁者が同時に指示した歩道や舗装を必ずしも与えられなかつたこと、である。

4) ローマでは門前に塵芥を投げ捨てる習慣が1870年まで続いた。

読者はどうかヘラクレアの青銅板に刻まれた有名なカエサルの文章を読みかえしていただきたい。威嚇的な調子でカエサルは、公道を仕切る建物の所有者たちに、門と壁の前の道路を掃除するよう通達している。また、その一画を管轄する造営官は、たまたま土地所有者らの怠務があればこれを然るべき繕補すべし、との命令である。その方法は、公営事業におきまりの形式で指定された請負人に、入札の際に予め定められた代金で、強制労働をやらせるというものである。この代金は実際の犯罪者たる地主が払わねばならないが、僅かでも支払がもたつくと倍額追加になる。命令は厳しく、制裁は情容赦ない。だが、このシステムがいかに巧みに整備されていても、この全行程は少なくとも10日の遅延を招き、そのため、大抵の場合は無効に終ったはずである。造営官らに直接傭われた道路掃除人夫や塵芥掃除夫たちの堂々たる一隊がより早くかつより上手に事を片付けたであろうと思われる。ただわれわれにはこういったものの存在を裏づける確証が何ひとつない。同時に、この場合国家が国家としての権威と責任に代えて個人のそれを利用しなければならないなどということは、ローマ人にはとても考えられなかつたはずである。たといユリウス・カエサルの如き才人であっても例に洩れない。かくして、適切な業務部門が欠如したため、役人たちは、警戒心と熱意あるにもかかわらず、帝政期ローマの街路に現代の道路における如き健全を確保することができなかつた。

同じく、彼らは首都全域に歩道 (margines, crepidines) や、かつてカエサルが念願した舗装工事 (sternenda viae) さえも広げることに成功していなかつた、というのが私の見解である。

この逆を考える考古学者たちは真剣にイタリアの広広とした舗装道路を援用する。ここで彼らは、紀元前312年のアッピア街道の舗装敷設が、共和期城壁内で初めてプブリキウス坂に施された舗装工事より65年も前になされたという事実を忘れているのだ<sup>6)</sup>。あるいはまた彼らはその類似がいかにまやかしに満ちたものであるかを忘れて、ここでもう一度ポンペイの例を楯に取るのである。<sup>イソスラエ</sup>集合住宅の問題と同じく街路に関しても、ローマとポンペイとの比較は無益である。もしローマの街路が想定されるような舗装を広々と施されていたとすれば、マルティアリスが語るフラウイウス朝 [ウェスパシアヌス, ティトゥス, ドミティアヌス]

<sup>プラエトル</sup>時代の法務官は、街を歩きまわる際、「ちりあくたにまみれて歩を進める」必要はさらになかったはずである<sup>7)</sup>。ユウェナリスにしても鳥籠に足を奪われるような思いをせずに済んだであろう。歩道については、もしもドミティアヌス帝の勅令が発せられなかつたら、上げ潮の如く路面にせり出す陳列品によって埋没せしめられたかも知れぬ道路を、この歩道が両側から固めていたとはとても考えられない。この勅令を寸鉄詩はかくほめあげている。「彼のおかげで、数珠つなぎの葡萄酒類にかこまれた柱はもはや見られない。薄汚ない安料理屋が公道いっぱいに店を開くこともない。床屋、居酒屋、焼鳥屋、肉屋は自分の店におさまっている。要するにこれが、つい最近まで一個の巨大な店舗にすぎなかつたローマの現状なのだ」<sup>8)</sup>。

問題の勅令は恒久的な効果を持っていただろうか。この疑問は許される。いずれにしろ、昼の間は專制君主の意志をもってしても恐らく実現されなかつたかも知れぬ陳列台の後退は、夜が来れば自然に行なわれた。これが帝政期ローマと現代の大都市との相違を最もよく際立たせる特徴の一つである。月のない夜にはその街路はこの上なく深い闇に投げ込まれた。油や蠟燭によるランプが壁に取付けられることはなかつた<sup>9)</sup>。戸口の横梁に燈火が吊り下げられることもなかつた。例外的に、市民集団の歓喜の印として、予定外の祝祭を挙行するために突如ローマを照らすイリュミネーションがときたまなされた。たとえばキケロがこの都をカティリーナの陰謀<sup>10)</sup>から救つた晩がそうである。通常、ローマを閉ざす夜のとばりは、陰険で恐ろしくどこへでも広がる危機を孕んだ闇である。各人家へ戻り、隙間を塞いで閉じ籠もつた。至る処店屋は沈黙し、戸口の扉の背後に防犯鎖が掛けられた。アパートの雨戸も鎖ざされ花鉢は窓から取り込まれた<sup>10)</sup>。

金持ちは、止むを得ず外出する場合、召使いたちに護衛させた。彼らは道を照らして行進を保全するべく松明を運んだ。金のない人々も夜回り組 (sebacaria) をさせて當てにしなかつた。この巡警者たちは、松明を手に、隊を分けて見回った。七箇大隊中の各隊が治安維持を受け持つべき地域は、二区を一つにした地域であったが、これは広すぎて全域には目が届かなかつ

6) Martialis, VII, 61.

7) Martialis, *ibid.*

8) パリで油による街燈が初めて灯されたのは1765年。

9) 前63年11月8日。

10) Juvenalis, III, 246.

た。外出の危険を冒す者は漠然たる不安、確かな気遅れを感じずにはいられなかった。遺言を認めずに食事に出掛けると怠慢の誹を招くことになる、とはユウェナリスの嘆きである。この諷刺家が、当時のローマはガルリーナーリアの森やポンティーナエの沼地などよりも不安であると主張したのはなるほど幾分の勇み足かも知れない<sup>11)</sup>。しかし「学説彙纂」を繙いていただきたい。そして、都に猖獗を極めた殺人者、押込強盗、あらゆる種類の辻強盗などを消防隊長の制裁の手にゆだねようと述べるくだりを読んでいただきたい。たちどころに、ローマの真暗な街路には「恐るべき災厄が多々ひそんでいた」ことが理解できよう。スルラの時代にアメリカのロスキウス<sup>12)</sup>が、外食して帰る途中、暗殺に見舞われたのもこういう街路においてであった。夜の散歩者が「彼の頭上で、人がまだ寝ずにいる部屋の窓が開く度毎に」、死か、少なくとも汚穢の洗礼に身を晒したとはいえ、こういう夜の災厄全部が全部悲劇的だったわけではない。そして最も軽微な例はペトロニウスの小説に登場する哀れな主人公たちのある夜の災難だった。彼らはほろ酔い気分で、それも真夜中も過ぎたころ、トリマルキオの宴席を辞したあと、明りを持たなかつばかりに道に迷い、標示板も番号も街灯もない迷路の如き街で、危うく夜が明けるまで宿屋へ戻れなくなりそうになったのである<sup>13)</sup>。

往来はこの夜と昼とのコントラストによって支配されていた。昼間は強烈な活気、無茶苦茶な押し合いへし合い、地獄の騒音が現出した。店舗は、開店早々に、そして陳列台が店先に出されると同時に、人で満ちあふれた。ここでは床屋が道路のまん中で客の髪を剃っている。その向うを、トランステイヴェリム区〔現トラステヴェレ〕の行商人らが硫黄マッチの箱をガラス細工と交換しながら通りかかる。聞く耳持たぬ風情の人々の群に呼びかけすぎて嘆声をした食物屋の主人らは、熱い鍋の中で煙をたてるソーセージを見せびらかしている。学校の先生と生徒たちが吹きさらしで喚いている。こちらでは両替屋が、皇帝ネロの肖像を刻んだ貨幣を穢ないテーブルに積んでチャラチャラいわせている。その傍では金箔師がピカピカの槌で磨滅した石を續けざまに叩きつけている。十字路では、野次馬の一団が蛇使いを囲んで歓声を上げる。至る処

で鍋金物屋の槌音がかまびすしい。乞食らが声をふるわせる。彼らはベルローナの名を持ち出したり、彼ら自身の不幸な身の上を語るなどして道行く人々の同情を惹こうとする。通行人たちは切れ目のない流れになって行き来する。この流れはたとえ障害物に出会ったところでやがては奔流になってしまう。田舎の村にはふさわしくない路地を、日の射す処射さぬ処お構いなく、世の中の人間全体が行きつ戻りつし、叫び、押されたり押し返したりしている<sup>14)</sup>。ボワローの情熱を刺激した「パリの混雑」<sup>15)</sup>より15世紀も前に既にローマの混雑がユウェナリスの攻撃的になっていたのである。

夜になればこのような騒ぎも恐怖の沈黙、墓場の静寂の中へ没し去った、と思う人もある。実際は騒音の交替がなされたにすぎない。今や家に退却した人々の行列の代りに、今度は、カエサルの意志によって、駄獣とその禦者および護衛たちの行列が続くのである。じじつこの独裁者は、ローマの街路のように起伏が多く、狭くて人通りの多い小路で昼間から乗物が通れば、たちまちのうちに混乱が生じ永久的な危険を植えつけることになるであろう、ということをよく理解していた。それ故彼はこの思い切った措置を取り法律に残したのである。日の出から夕暮れにかけて市内での車馬の移動は認められなくなった。夜のうちに市内に導かれ出発前に夜明けを迎えた車馬は、そのままぼんやり停止している以外に手はなかった。以後栓げることができなくなったこの法規に関して四つの事例が例外として容認された。先ず三つは臨時のもので、それぞれ次の場合に認められた。厳粛な祭儀が挙行される日に、ウェスタの巫女たちの車、祭事王の車、フラン神官らの車が許された。祝勝日には勝利を祝う行列に欠くことのできない車が許された。競技日にはこの公的行事に必要な車が許された。次に、朽ちかけた建物を崩してより健全に美しく再建しようとする建築請負業者らの車は、永久に、年中いかなる日でも通行を許された。実際に規定された以上四つのケースを除いて、昼日中ローマの街を往来するのは、歩行者、騎乗者、駕籠や轎椅子に乗る者たちだけであった。日暮れに忽々としてなされるつましい葬式であれ真昼に繰広げられる豪勢な葬儀であれ、フルートや角笛の吹奏者が葬列の露払いを務めていようといなかろうと、

11) *Juvennalis*, III, 271 以下。

12) 前80年父殺しで訴えられたがキケロの弁護活動で無罪になりその名を残した。

13) *Petronius, Sat.*, 79.

14) 昼間のローマの繁忙については *Seneca, De Clem.*, I, 6; *Martialis*, I, 41; XII, 57 を参照。

15) *Satire*, VI.

また、親族、友人、傭いの泣き女たちの列が続こうと続くまいと、死者自身は、ちゃんとした棺桶に納まるかあるいは賃貸の桶に入れられて、火葬場もしくは墓地へ赴いたのであるが、この時の乗物は葬儀人夫らが腕で運ぶあっさりした担架であった。

ところが、夜が迫ると、あらゆる種類の車の合法的な騒ぎが始まり、そのけたたましい音で町を満たした。というのも、カエサルの法律が彼と共に死滅し、個々人が生活上の安らぎとか便宜を求める余りにこの峻厳な法律を遅かれ早かれ無視するようになった、ということは信じられないからである。独裁者の鉄腕は以後の世紀をも屈服せしめた。そして彼の後継者である諸皇帝は、カエサルが集団の生命に関わる利益を慮って厳しく課した軛から、ローマ市民を解放することは決してなかった。クラウディウス帝はこの法律を首都からイタリア自由諸都市に拡大した。マルクス・アウレリウスは、自由市の法規を特別扱いせず、帝国圏内の全市に広げた。その間にハドリアヌスは首都に入ることを許された車の駄獣の数や積荷を制限した。そして、1世紀末の場合であれ2世紀であれ、作家たちは、ユリウス・カエサルによって決定的に秩序を与えられたローマの姿しかわれわれに見せないのである。

たとえば、マルティアリスの作品で、乗物が車輪の轟音で集合住宅をゆさぶり、かつぎ人夫や舟曳き人足の喘ぎがティベリスの川面に反響するのは、すべてこれ夜のことであった<sup>16)</sup>。ユウェナリスの作品では、この絶え間ない通過とそれに伴ううるさい音が情容赦なくローマ市民を不眠症に追いやったとある。「いったいどんなアパートでなら眠れるのだろうか。曲りくねった路地を通る馬車の音、前進しない驥馬をののしり励ます人足の声などが、眠りを、クラウディウス帝自身からも海豹からも、奪い取ってしまうであろう。」その後すぐ詩人がののしっている日中の耐え難い混雑の中で、われわれが先ず認めるのは、歩行者の右往左往の上を行く「リブルニアの駕籠の揺れ」だけである。詩人を捲き込む人の渦は絶えず小競合を起しながら前方へ歩いていく。ユウェナリスの前方の群衆が先を急ぐ彼の足を押しとどめる。後方の群衆は彼の腰を圧迫する。肘鉄砲を喰わせる者がいる。担いだ梁をぶつける者もいる。また、容量39リットルの大酒樽を彼の頭にぶつけるのもいる。大きな靴で足を踏みつけられる。釘が足の親指に突きささったままだ。繕った

ばかりの寛衣がもうボロボロである。と、突如、パニックが発生する。1台の車が現われ、その上では一本の大梁がゆらゆら揺れている。続いてもう1台、これは樅の木を根こそぎ枝付きのままで運んでいる。更に1台、リギュリアの大理石を積んでやってくる。「もしも車軸が折れ、均衡を失って、この積荷が通行人の上にころげ落ちたら、いったい、粉々に打ち砕かれた彼らの肉体から何程のものが残るだろうか。」<sup>17)</sup>

かくして、フラウィウス朝とトラヤヌス帝の時代においては、150年前すなわちユリウス・カエサルの勅令が出された頃と同様に、日中ローマを往来する乗物は建築請負業者らの車だけであった。偉大な死者の残したこの法律は常に命脈を保った。そしてこの執拗さこそあらゆる土地あらゆる時代におけるすべての都市に比類ない位置を帝政期ローマに保証する独創性を示すものである。首都は矛盾の大きい諸様相を苦もなく調和させている。首都は過去と現在の非常に異質な諸形態にごく自然に順応する。そして、表向ちは対立したもの接近させる傾きを見せつつも、奥の奥では、比較を許さなかった。傲岸にして虚弱な家屋が、度外れに派手な趣味で近代的纖細を見せる一方で、愚かしい不便さで中世的野性味を示しつつ高く聳えていたことは、既に見たとおりである。そして今、最後に、その街路がわれわれを面喰らわせた。これはどこか東洋の街の市場で繰り広げられる場面を借りてきたような風情がある。騒々しく蠢めく多色の群衆に占領された場面である。この群衆はわれわれが今日マラケシュのディエマ・エルフナ街で接触できる群衆と同じようなもので、文明などという観念とはおよそ両立しがたく思えるような混乱に満ちている。そして今突如として、一瞬の間に街路の姿を変えるために、速かに発令され永い世代にわたって遵守される絶対的論理的な法令が現われる。この法令はいわば、古代ローマ人の社会においては彼らの技術の欠落を補い、今日の西欧が、発明発見の多様性と進歩の複合性とによって圧迫されたあげくに、自らの救済のために実践しようと努めている、あの社会的規律の象徴の如きものである。

16) Martialis, IV, 64.

17) Juvenalis, III, 236 以下。